

文化審議会第20期文化政策部会（第3回）

令和4年8月23日

【河島部会長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第20期文化政策部会（第3回）を開会いたします。

今日はちょっと人数が足りなくて、定数に急遽満たなくなりましたので、部会という位置づけではなく、懇談会という言い方をさせていただくこととなりました。この説明につき、必要であれば事務局より後で補ってください。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。昨日に続きまして、今日も各団体のヒアリングを続けていきます。今日は7団体と、たくさんの方々からお話を伺うことになると思います。皆様、大変だと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

進行方法につきましては、生駒委員が昨日いらっしゃらなかったのが簡単に申し上げますと、ヒアリング団体様よりマックス8分で御説明をいただき、時間管理は事務局のほうで行うんですけれども、その後、私たちと自由に質疑応答という形で、これも8分程度をめぐりとして、次々と移っていきたいと思います。全てのことを聞き切れない場合もあるかと思いますが、その場合は事務局のほうにメールか何かの手段でお寄せいただければ、別途質問をして、お答えもいただくと聞いておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは事務局の方、何か付け足すことがありましたらお願いできますか。

【事務局】 事務局、斉藤でございます。

先ほど部会長からお話しいただきましたように、本日は急遽欠席者がいらっしやいました文化政策懇談会という形にいたしますが、昨日と変わらずヒアリングとしては実施をいたします。後日改めまして第3回を持ち回りという形で、会のカウントを変えたくないということがございまして、後ほど全委員の皆様にも本日のヒアリングと質疑の様子を共有させていただきます。本日と9月6日の第4回の間にも書面上の手続を挟みたいと思っております。昨日と変わらずヒアリングを実施するという点で、第3回と形式が変わるわけではなく、位置づけが多少変わるということで、その後、途中で手続を一つ挟ませていただく形になります。よろしく願いいたします。

【河島部会長】 では、そういうことでよろしく願いします。

それでは、早速ヒアリングに入っていきたいと思います。

まず、一般社団法人和食文化国民会議、武田様より御説明をよろしく願いいたします。

【武田参事】 一般社団法人和食文化国民会議の武田と申します。本日はよろしく願いいたします。

お見せしております資料は、事前に事務局よりお配りいただいております、私どもの意見書及び補足の資料になります。

私ども一般社団法人和食文化国民会議でございますが、2013年12月4日に、御存じのとおり、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコに無形文化遺産登録されました。それを保護・継承することを目的としまして、2015年2月に一般社団法人として立ち上げております。以降、農林水産省、現在はその中で大臣官房の食文化室と連携をいたしましてこの事業をしておりますけれども、2019年に文化庁様に食文化の御担当の参事官が設置されましたので、あわせて種々御教示いただきながら事業を進めております。

今回御意見をさせていただきましたことにつきまして、御説明いたします。

まず、頂きました資料の中で、第2期の文化芸術推進基本計画に向けてという中で、食文化を含む生活文化の振興及び保護ということでございますけれども、食文化につきまして、地域や国民一人一人による食文化の継承の取組の促進、国や地方自治体による食文化振興施策の推進と記載いただいております。それに貸し手はもちろん大賛成でございまして、私どもも一緒に、微力ながら促進、推進を行っていきたくと考えております。

今までも文化庁さんとも連携をして、機運醸成事業ですとかインバウンド動向の調査事業ですとか、情報交換をさせていただきながら進めさせていただいておりますけれども、ユネスコに無形文化遺産登録された際に、一つの特色は、日本の文化財の法律による無形文化財ではない「和食」という文化遺産、食文化がユネスコに登録されたというのが非常に特徴的なことです。

我々の継承しております和食という食文化は非常に広範な範囲を持っておりまして、全国で保護継承されているいろいろな郷土食ですとか、代表的なものとしては、京都の料亭で継承されております京料理ですね、日本料理の真髄でございますけれども、そういうものも含んでいるんですけれども、その中で、家庭で作られる日常的な和食、皆さん方が日々食べておられる和食、これを保護継承していくということを一番大事に考えております。そうしますと、この食文化の保護継承者といいますのは、限られた技術の保持者ということではなくて、日本国民全員がこれを保護継承していくという立てつけになります。

そうしますと、日本国民全員を技術の継承者として日本国法により文化財にすることはなかなか概念としては難しいというお話を、文化庁の御担当とも意見交換させていただいておりました。では、我々として、どういう形で今後、国内における保護継承の中で位置づけていくかが一つの課題だと認識をしております。もちろん、ユネスコに登録された無形文化遺産という形の保護継承は今後も続けていくわけでありますけれども、一段とそれを進める力としまして、日本国の法律で規定された文化財を目指したいと考えております。

2点目が、データといいますか、いろいろな情報の集積ですね。和食に関して、文化庁様、それから農林水産省様をはじめとして、公的な機関によるいろいろな取組もなされておりますし、我々をはじめ種々の団体がいろいろな活動をしております。それを統合したデータベースあるいはプラットフォームが切望されるわけですが、なかなか民間の力だけでそれを進めていくことは難しいと考えておりました。ぜひ官民一体となって取り組んでいきたいということがございます。

以下の資料で、私どもが今年、会員に向けて発信をしました会長の挨拶ですとか中期ビジョンを添付しておりますけれども、ポイントは、先ほど申し上げたとおり2013年12月にユネスコに登録をされておりますので、来年、2023年はちょうど10年の節目になります。それに向けて一層の強力な取組をしていきたいということがございます。それに関しても、種々御協力をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

本年の一つの動きとしましては、和食が自然を尊ぶ日本人の気質に基づいた食の習わしでありますことから、食を大事にする、食べ物を大事にするとか、環境に与える負担が小さいですとか、種々、SDGsの考え方になつた食文化であるということも発信をさせていただきたいと思っております。そういうことをまとめまして、2025年に向けて私どもの中期ビジョンを策定いたしまして、和食の魅力、必要性を発信し、国や企業、団体、国民全てとの連携の輪を広げていきたいと考えてございます。活動方針はここに書いてあるとおり、いろいろな方向に向けて働きかけをし、発信をしていくということがございます。

簡単でございますけれども、一応、私どもの事業の紹介を含めて御説明をさせていただきました。

【河島部会長】 武田さん、どうもありがとうございました。

それでは委員の皆さん、御質問等ありましたらどうぞ。

【鈴鹿委員】 鈴鹿です。よろしくお願いたします。

質問が2点あるんですけれども、まず一つ目、無形文化遺産になったことで、和食文化と

どうか、和食に対する捉え方について、国内、国外ともに、それを起点に変化などがあつたら、教えていただきたいと思います。

そして2点目の質問なんですけれども、家庭での伝承が必要というのは私もそのとおりだと思うのですが、各家庭のことになってきますし、またライフスタイルが変わっていると思いますので、それに当たって今取り組まれていることや、あと情報発信として、先ほどデータベースというのがあったんですが、和食の歴史なのか、それとも作り方なのか、具体的にどういうデータベースを作れば勝手に普及すると考えられているのかということも教えていただきたいと思います。

【武田参事】 まず1点目でございますけれども、御存じのとおり、2013年にユネスコに登録された辺り、その前の取組の段階から、国内外ともに日本食に対する一つのブームといえますか、非常に日本食が見直されて、海外での和食の料理店や日本料理店の数は、現時点で16万軒に上るような大きな数になっています。一方、国内におきましても、日本食、和食への着目は進んできたかと思えますけれども、では、それで和食のスタイルが大きく発展したかということになりますと、それほどでもないと思っています。さらに定着させないといけないと思っています。特に、コロナの3年を通じて、飲食店、外食を中心にダメージを受けた事業もございまして、それらについてどのようにリカバリーするかというのは、一つ大きな課題になっております。

それから、家庭への伝承につきましては、私どもが行っております一番直接的な活動では、「だしで味わう和食の日」という、小学生・中学生、あるいは保育園の園児に向けて、ユネスコに登録された和食の啓発を図るために参加を募っております。昨年度で1万3,000件超の教育施設が参加いただいております、300万人を超える子供たちに、A4判のチラシですけれども、教材を配布することができています。それを家庭に持ち帰っていただいて、保護者の方にも見ていただくという発信をしたりしています。そういう取組を含めて、郷土料理等につきましても、文化庁様の昨年の事業、あるいは農林水産省の郷土料理のデータベースの作成等、種々取組をされておりますけれども、それを一元的に取りまとめた形がぜひ欲しいなと考えております。

【事務局】 部会長、増田委員が挙手をされていらっしゃいます。

【河島部会長】 増田委員、どうぞ。

【増田委員】 実は私も和食文化国民会議の委員でございまして、文化遺産登録のときのお酒の担当は全部私がさせていただきました。ありがとうございました。

そのときに、和食というどうしても典型的な和食ばかりに偏り過ぎていまして、例えばカレーライスとか天ぷらとか、今、和食と呼ばれるものの範囲は実は物すごく広がっているというか、今までは和食という本当に凝り固まったものばかりだったのが、料理人によって範疇がとてつもなく広がったといえます。でも、その辺の宣伝力がまだまだ和食文化国民会議でも少ないなと思っております、だしとかうまみとかいうほうにばかり偏り過ぎているような感じがします。

今回、SDGsの関連があつて、そのような形で配信をなさるのもありがたいことですし、あとデジタルで今、24節季72候ですとか、その辺のところ「この季節にはこんな料理を食べよう」とか、文化的な勉強みたいなものを配信なさっていますが、もうちょっと大きく宣伝をしながら広げていくほうが……。和食文化国民会議の名前自体を知っている人って100人に1人ぐらいしかいないので、その辺をもう少し広げていったほうがいいのではないかと、私も委員でいながら実はそう思っている次第でございます。質問というよりも提言ですが、よろしく申し上げます。

【河島部会長】 武田様、何か御意見ありますか。

【武田参事】 もちろん和食の広い側面と、先ほど増田委員からお話がありました、だしとかうまみというところがあつて、後者は和食の一番核になる、家庭で日々食べる食事において一番表しやすいといえますか、理解していただける側面を強調してるんですね。広げていきますとかなり広がっていきます。もちろん日本酒というのは和食の非常に大きな構成要素だと考えておまして、昨年のお米とこうじで作られる日本酒の文化財登録をはじめとして、日本酒との連携というのも大事なテーマだと認識しております。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か御質問ありますでしょうか。

では、私から一つよろしいですか。最初のほうで、もちろんユネスコの無形文化遺産に登録されたんですけども、今後、日本の文化財としての位置づけが欲しいというお話があったと思います。もう一つぴんとこないところがありまして、文化財として指定なり何なりされることによって、どういうメリットがあるとお考えでしょうか。

【武田参事】 これは私どもの名誉会長をしております熊倉功夫、会長の伏木亨とも意見交換をした上で、もちろん我々は一般社団法人として、会員の会費で全ての事業を運営しております。その中でできることの限界といえますか、それをもう少ししっかりしたもの、未来永劫続くものに固めていきたい。そのためには、ユネスコで登録された和食ということ、

我々の力、それから関係省庁の御援助で進めていくのと並行して、法律的な枠組みでしっかり固めておきたいという意図でございます。

【河島部会長】 よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、時間的にもそろそろという感じです。今日はどうもありがとうございました。次のプレゼンに移りたいと思います。

【武田参事】 ありがとうございました。では、退出させていただきます。

【河島部会長】 それでは次に、全国史跡整備市町村協議会、寺田様、鈴木様、いらっしやいますでしょうか。よろしく願いいたします。

【寺田課長】 全国史跡整備市町村協議会の事務局をしております、静岡県三島市教育委員会文化財課の寺田光一郎です。よろしくお願ひします。

まず、全国史跡整備市町村協議会について御説明いたします。

昭和41年に設立され、主として史跡名勝、天然記念物及び重要文化的景観を所有する市町村で組織されております。現在は623の市町村が加盟しており、史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、文化財の保存と活用に資することを目的として組織された協議会であります。

活動は、史跡保全議員連盟や文化庁との密接な連携の下、全国史跡整備市町村協議会の関係予算——史跡等公有化助成、史跡等整備活用事業、埋蔵文化財発掘調査等の3本ですが、この予算確保に向けた陳情活動等を積極的に行っております。

次に、現状及び問題点でございます。

史跡等の文化財は、長い歴史や特色のある風土の中で培われてきた貴重な文化財であり、歴史と文化を物語る大切な国の宝であります。これら歴史的・文化的資産を現代に生かし、後世に引き継いでいくことは、義務であり使命であると考えております。

特に今日においては、日本の宝である文化財を地域の魅力としてまちづくりに活用し、地域社会総がかりで継承していくことが求められており、今後はますます文化財の保存・整備活用・継承等を充実させていく必要があります。

課題点としては、次の4点があります。

まず、1点目でございますが、各地方自治体においては、史跡等の公有化・整備活用・埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため、最大限の努力を傾けているところではありますが、地域の開発が進み、一方では過疎化・少子高齢化が進行するという現実の中で、史跡を守り、地域の歴史的・文化的環境を保全するためには、国による交付税措置及び税制優遇措置の充実

を含めた積極的な助成が強く望まれるところです。

特に、史跡等を守るための土地の公有化が急務であり、郷土に残された文化財の歴史的意味や価値を理解し、親しみが持てるように、整備活用、さらに推進することが重要視されております。

次に、2点目でございます。近年、自然災害が多発する中での災害対策事業や、被災した文化財の一日も早い復興が望まれております。文化庁様のリーダーシップにより、平成28年熊本地震で大きな被害を受けた熊本城や、災害により消失した首里城の復元・復興が進んでおりますが、このほかにも災害を受けている史跡等は全国にございますし、今後も被災が予想されますので、国に対し早急なる支援を強く期待いたします。

3点目でございます。開発に伴う発掘調査が全国で数多く実施されておりますが、自治体の調査体制は必ずしも万全ではなく、発掘調査に係る補助のさらなる充実等が課題です。

最後に、4点目でございます。コロナ禍において、文化財を取り巻く観光関連産業は大きな打撃を受けております。感染症拡大前と同じ状況に戻るまでの道筋は困難を極めると思われます。文化財も地域のにぎわいを創出する重要な観光資源であり、文化財を生かした観光づくりと地域活性化を推進していくため、特に諮問事項①②に対し、史跡等、地域の文化財の保存・活用に対する支援についての言及が必要であると考えます。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは皆様、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

松田委員、よろしく申し上げます。

【松田委員】 松田でございます。ありがとうございました。

私は個人的に、協議会の皆さんの活動を頑張っていたきたいと思っている者なんです。先ほどのお話の中にもありましたように、やはり過疎化・少子高齢化が進んで、基礎自治体の中には、とても自前では自分のところにある史跡名勝天然記念物や重要文化的景観を守りきれないところが出てきていると思うんですね。そうしたときに、交付税の措置、また税制優遇措置を国に求めることによって、保存・活用のうちの保存はうまくいくと思うんですけど、もう一方の活用に関して国にどういったことを期待されているのかをお伺いできれば幸いです。

【寺田課長】 結局、少子高齢化で次世代への継承が大きな問題になってくると思います。現在活動されている方に対してどんなことができるか、それが次世代にどうつながってい

くかということだと思います。強制的に「やりなさい」ということはできないんですけれども、各地域で活動されている方に補助なり助成をする。あとは口伝でやる場合が多いものから、映像化に対する補助みたいなものがあれば。やっていますけれども、一旦途絶える
と復活は難しいので、次世代への継承ということで、ある程度記録に残すことへの補助は大事なことではないかと思ってやっております。なかなか、「そうですか」と言ってやってくれる団体ばかりではないんですけれども、次世代への継承、記録に残して、それを見て、これをまねすればというか、やればできるんだと。全然ないよりはいいと思いますので、そういうことを考えております。

【松田委員】 分かりました。活用ベースの情報を記録して伝えていくということかなと理解いたしました。ありがとうございました。

【河島部会長】 では、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 御発表ありがとうございました。

実は、今御発表いただいた団体、それから発表される皆さんにお聞きしたいことなのですから、多分、統括団体の皆様は、文化財にしても史跡にしても、地域で活用できる非常に重要な宝だということをよく御存じで、何とか保護と活用を進めていきたいと考えていらっしゃると思うのです。ただ、何となくなのですから、地方自治体において首長レベルでそう理解されているかという、まだそういう段階になっていないような感じがします。むしろ、「そういうことはやりたいのだけれどもできない」みたいな、財政の状況を理由に言い訳をしている状況かと思います。

そんな中で、統括的な団体として、例えばそういう首長レベルに対しての働きかけというか、もう少し自分たちの持っている、活用できる文化財とか史跡を理解してもらうための取組とか交流が行われているのかどうか気になりました。国でできることもあると思うのですけれども、それぞれの自治体でももう少しできることもあるような気がしていて、そこに働きかけるときに、統括団体が非常に重要な役割を担っているような気がします。その辺りについてお考えがありますでしょうか。

【寺田課長】 ありがとうございます。

文化財には、国指定、県指定、市指定というくくりがありますけれども、県指定、国指定、市指定ではない文化財もあります。地域に残る文化財、地域の方々がこれまで大切に守って保存してくれてきた文化財というものがあります。ただ、それは指定という形を取っていないだけです。最近、その地域に残っている文化財を、守っている方々と一緒に協働で掘り

起こして残していこうという動きが出てきています。国指定、県指定、市指定ではなくて市民遺産みたいな形で、指定されていない、くくりではないものを残そうという動きがあります。

それはボトムアップで下から積み上げていくものですが、市民の方々と協働で、これは本当に地域で大切に守ってきたんだ、残していきたいんだというものを、一定の地域の方々だけではなくて、市全体である程度重要なものだと認めてもらって、もう少し残すような力が得られればいいと思います。どこの市町でもそうだと思いますけれども、今後、地域文化財を地域の方々と協働で掘り起こす、そして残すというのは、課題になってくると思います。

【小林委員】 ありがとうございます。教育委員会レベルではなくても、市全体で首長レベルとか、市民の方々と一緒に、そういう取組が始まっていることを御説明いただいたかと思います。

【西濱委員】 よろしいですか。西濱です。お話ありがとうございました。

例えば経済団体とか首長さんとお話していると、史跡に認定された途端に活用の幅に制限が非常につくと。例えば、それまで地元で、ここに書いていただいているようなまちづくりなどのイベントに活用できていたりとか、ちょっとした有効な改修とか、そういったものが一切できなくなって、史跡に認定されたがために活用できなくなってしまったというジレンマを耳にすることが多くなっています。そういったところの事例とか、ジレンマで悩まれたこととか、希望されることはないでしょうか。すみません、筋違いで申し訳ないんですが。

【寺田課長】 国指定、県指定に認定されるということは、基本的には保護・保存が第一ですから、それを基にして活用しすることになります。例えば下を掘ったりとか、その場で火をたいたりとかは史跡等を傷める可能性があることですから規制がかかりますけれども、活用については、傷めることがなければそんなには……。行政の担当者が知恵を絞れば、全部が全部駄目だというわけではないと思います。

やっぱりお金をかけて保護・保存して整備している限りでは、いろいろな人に来てもらいたい、そこで楽しい思いをしてもらいたいというのはありますので、それが指定されたことによってできなくなるというのは、私はあまり分からないんですけれども、何か知恵を絞って、担当者はいろいろな方法でやるとは思いますが。すみません、ちょっと答えになりませんで。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、次のヒアリングに移りたいと思います。どうもありがとうございました。

【寺田課長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 次に、全国伝統的建造物群保存地区協議会の本光様よりお願いいたします。

【本光課長】 それでは、全国伝統的建造物群保存地区協議会の事務局を務めております、金沢市歴史都市推進課の本光でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、組織について御説明いたします。

この全国伝統的建造物群保存地区協議会ですけれども、昭和54年に、周囲の環境と一体をなして歴史的な風致を形成している伝統的建造物群保存地区を有する市町村が、その保存地区の保存・整備に関する調査研究、情報の収集及び発信を目的として設立されまして、現在、126地区・104の市町村が加盟しているところです。

現状抱えている課題と問題意識についてですが、伝建協としましては、単独自治体では対応が困難な国からの財政的支援の獲得の要望だけではなくて、伝建地区を取り巻く大きな課題や原因を会員市町村で共有しながら、共に考えて、相互に支え合って、さらなる組織強化を目指していきたいと考えております。

しかし、昨今の少子高齢化ですとか人口減少、また、空き家の増加などの課題が、伝建地区の保存・活用に対する課題をさらに複雑化していると考えております。その解決に向けまして、総合的かつ長期的な取組が必要だと考えております。先ほどのお話もありましたが、地区内の世代交代、また外部からの移住者の増加等も含めて、伝建制度そのものへの理解も薄れつつあり、いま一度理解を深めていく必要があると考えております。以上のようなことは、単独の自治体だけでは抱え切れない大きな課題であると考えています。

さらに、日本の文化の基盤となっている歴史的集落・町並みといったものは、これまでも海外からの来訪者を含め多くの人々を引きつけてきました。また、コロナウイルスによる外国人の来訪者の減少等により大きな打撃を受けておまして、伝建地区内のにぎわい創出、また、観光をはじめとした産業の減退等にも影響を与えていると考えております。コロナ感染拡大前の状況への回復というのは、人流も含め見通しが現状立っていないと思っております。今後は、保存と観光等の活用のバランスを保ちつつ、基盤強化を展開していく必要が

あると思います。

伝建協としましては、先ほどお話ししました会員市町村間の連携を強化することは当然ではございますが、今後、自律的な取組を進めていくために、加盟市町村に対する国からの確実な支援に加え、本協議会に対しても強いサポートをお願いしたいと考えております。

次に、文化芸術推進基本計画に関する意見を4点ほど述べさせていただきます。

まず一つ、「ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術振興の方策」についてです。

伝建地区は人々の生活とともに継承されてきておりまして、文化芸術の舞台となっております。また、有形・無形の文化財が継承されている生きた文化財でもありますので、伝建地区内における生活文化の継承・振興については、各自治体で最大限の取組を行ってまいります。今後、国による継続的な手厚い支援をお願いしたいと考えております。

少し具体的な事例をお話ししますと、例えば秋田県の仙北市、角館につきましては、町並みの構成要素となっているものは建築物だけではなくて、いわゆる環境物件と言われていたシダレザクラもあります。本数も82本ということで、そういったものは維持管理等にかなり労力を要するところですが、交付税の対象としては、角館のシダレザクラ1件です。そういった環境物件も含めて、手厚い支援をお願いしたいと思います。

次に2番目、「文化と経済の好循環を創造するための方策」についてです。

文化を体現している文化財につきましては、効果的かつ効率的に保存・活用するための方策を充実してほしいと考えております。まずは文化財の適切な保存がなされてこそ、伝建地区における本物の文化の価値への着目、また、これまでにないようなコミュニティーの創出、新たな文化との融合等に起因する経済の好循環が創出されることにつながると考えております。

また、文化財を効率的に活用しやすい制度や財政支援を整備することで、観光客や企業の誘致、官民連携による地域活性化にも発展すると考えております。あわせて、グローバルな循環を展開するため、海外への効果的な情報発信、町並み全体が文化資源でもあるので、その強みを生かしたような情報発信の強化も必要と考えているところです。

3点目です。「文化芸術行政の効果的な推進の在り方」についてですが、これまで伝建地区内とその周辺で対応する多くの担い手がいましたけど、少子高齢化・人口減少に伴いまして、やはり不足しつつあります。そこで、これまで保存活動に従事してきた方、修景事業を担う方々の意識改革も必要ですし、そういった方々に加えまして、これから文化財としての価値

を熟知した上で、地域における文化と経済の融合を担って効果的にマネジメントをできるような新たな人材の発掘・育成も必要と考えております。

また、伝建地区はいろいろなところに立地しておりまして、都市部、農村部など様々です。それぞれの立地によって課題も異なるので、伝建地区の活性化事業としまして一律に捉えず、実情に即した手厚い支援をお願いしたいと考えております。

最後に、その他としまして、現状コロナの感染拡大が長期化しておりまして、地域振興・活性化に大きな影響を与えているところではあります。私どもの伝建協は104の自治体ですけれども、これを総合的に視野に入れた支援にこれからも言及していく必要があると思っております。

また、自然災害が全国で多発しておりまして、つい最近もそういったもので甚大な被害が発生している事案も増えておりますので、災害時におきましては、その復旧に向けて迅速な支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方、御質問等ありましたらどうぞ。いかがでしょう。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 すみません、再び。お話ありがとうございました。

伝建地区を振興するための国の枠組み、制度としまして、文化財の保存活用地域計画、それから歴史まちづくり法の中での歴史的風致維持向上計画があると思うんですね。これは先ほどの小林委員のお話ともつながるんですが、国の枠組みでこういう計画をつくると、国からの支援も得られやすくなると同時に、そもそも基礎自治体のほうが積極的に、自主的に動いてつくり上げて、それを国に認めてもらうことで、地域も動くし国も支援するということで、枠組みとしてはある程度確立していると思います。この先5年の計画を我々は策定しないといけないんですが、その中に、こういった計画を策定する方向で国からも働きかけてほしい、あるいはその支援をいただきたいという御要望はございますでしょうか。

【本光課長】 伝建地区の保存とか活用に向けては、先ほど申しましたけれども、それを支えていく人材が重要になってくると思います。私どもの加盟市町村の話を聞いてみますと、自治体の規模も様々でありまして、それぞれの伝建地区をサポートしていく、その地元にお住まいの住民の方々、関係団体の方だけでなく、行政の方々についても、それをサポートしていただくだけの組織体制がなかなか整っていないところも見られます。

私ども伝建協としましては、ブロックごとの研修会なども実施しておりますけど、災害時

における復旧などにも協力していく中で、自治体の規模が比較的大きくて、これまでも実績があるようなところが中心となりつつ、いろいろな加盟市町村と情報共有しながらノウハウを広げて、うまく有効活用していきたいと思っておりますし、これからの活動としてはそういういったところに力を入れていきたいと思っておりますので、そこに極力御支援を賜ればありがたいなと思っております。

【松田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

もしいらっしゃらなければ私から一つ伺いたいんですけども、文化観光ということがこの数年、政府の政策としてもすごく進んできていて、推進する法律ができたり、それに伴う補助金ですとか、あるいはそれこそ人材を派遣して現地でコーチングをしながら、伴走型支援という言い方をしているかと思えます。僅か二、三年のことなのでまだまだかもしれませんけれど、それがどういう効果をもたらしているのかということで、こういうところすごく効果的であるとか、あるいは制度はあるようだけれども、まだまだ現場としては活用できないというような、現場ならではのお話が伺えたらと思えます。お願いできますでしょうか。

【本光課長】 文化観光と一口に言いますが、新しい人材が入ってきてうまくコーディネートしていただいたりということもありますけれども、一番要なのは、それぞれの地域地区における地元の産業と伝建地区との関係性を再構築することだと思います。我々金沢市は都市部ですけども、農村部であったり大野湊の集落だったりということで、本来はその地域を支えてきた産業があつて町並みが形成されてきたと思いますが、現代においては、そこら辺の産業との関係性が変わってきています。ですので、その地域地区の現代の産業と、伝建地区の活用をうまくコーディネートしていくことがポイントになってくると考えております。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。よく分かりました。

それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますか。増田委員、どうぞ。

【増田委員】 増田です。ありがとうございました。

こういう地域も、伝建の建物もそうなんですけど、例えばランドデザインを誰かに依頼するとか、そういう形で人を探すことも相当なさっているのでしょうか。地域のランドデザインですとか、例えば木だったら＝ 〇のように隈研吾さんが地域を全部やっているとかが、そういう人探しみたいなこともやっておられるのでしょうか。

【本光課長】 自治体のほうから直接働きかけている事例はあまりないと思いますが、外部の人材として、特定の伝建地区を気に入って、例えばNIPPONIAとかも含めて、分散型の施設の活用で地域を盛り上げていくという具体的な提案をいただいてやっているところは実際にあろうかと思います。ただ、今御指摘いただいたところで逆に言うと、自治体のほうから投げかけていけるような、都市整備局の発想になるかもしれませんが、PFI的なものも伝建地区である程度考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

【増田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

もし、特にならなければ次に移りたいんですけども。

では本光様、今日はどうもありがとうございました。

【本光課長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 では次に、全国公立文化施設協会の、3名の方ですかね。岡崎様、矢作様、岸様、どうぞよろしくお願いいいたします。

【岸事務局長】 おはようございます。公益社団法人全国公立文化施設協会事務局長の岸です。

A4横の資料を基に御説明させていただきます。

自治体が設置した公立文化施設——公立の劇場や音楽堂等は、全国に2,000館を超えてあり、建設費合計で約6兆5,000億円、ホールの総席数で200万席を超えます。自主事業として、独自の企画制作や招聘公演、ワークショップなどを行うとともに、地域の発表会等で利用され、あわせて、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等に公演会場を提供しています。また、劇場法とその指針を基に、教育機関との連携や、障害者に向けた社会包摂事業など活動の幅を広げ、地域の文化芸術を担う基幹インフラとなっています。

当協会は、そのうち約1,300館を会員とする統括組織です。劇場を支援することにより地域の文化振興と活性化を図り、もって我が国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。

中段に、コロナ禍の文化芸術や社会・地域の変化を記載しましたが、劇場・音楽堂等の課題を補足すると、自治体によっては、文化政策や施設使命の位置づけが明確でなく、必ずしもその機能が十分に発揮されていません。また、指定管理者制度の目的が経費の縮減中心となり、管理期間が短期で、事業の中長期的な計画や、専門人材の確保や育成にそごが生じて

います。あわせて、経年劣化した施設の耐震化や大規模改修に予算措置ができず、先送りされています。

今後の文化芸術の成長産業化に向けては、それを下支えするための幅広く厚い観客層の育成や、インキュベーション機能による地域の文化芸術団体の活動支援、そして民間実演団体への柔軟な施設提供が不可欠です。劇場・音楽堂等を戦略的に支援・強化することが、中長期的に文化芸術の成長と分配の好循環を実現することにつながります。

【矢作委員長】　　続きまして、公文協専門委員会の委員長の矢作が御説明いたします。

では、資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。

上段左側の表、「劇場・音楽堂等が行う事業として」では、左右の軸を収益性と公益性に、上下の軸を団体と個人として、劇場が行う事業を大きく四つに分類しています。

公益性が高いものとしては、教育機関、社会福祉機関、医療機関などの団体から、障害、所得、家族、社会関係などから生きづらさを抱えている個人を対象とする公益的・社会包摂的な事業を行うことが、公立の劇場・音楽堂等の重要な役割だと考えます。また、貸館事業、地域により人気のプログラムなど集客力のある舞台芸術公演の上演など、収益的な事業を実施するケースもございますが、それぞれの立地や施設、ニーズに応じてバランスよく事業を実施することが重要だと考えています。

続きまして右側の図表、今後目指すべき公立劇場・音楽堂等の役割と機能は、劇場法制定時に作成した四つの方向の役割を示していますが、制定以降にさらに必要性が高まりました舞台芸術を活用した人材育成や、青少年や子供に向けた事業や、障害者など社会的に生きづらさを感じている方に向けた社会包摂事業の幅と役割をさらに広げ、まさに地域の文化芸術の振興を担う基幹インフラとなって活動することを積極的に推進することが求められています。そのためにも、制定から10年たった劇場法の指針などを見直し、劇場・音楽堂等の役割をアップデートすることも必要だと考えています。

次に、1枚目の資料に戻りまして、下段を御覧いただけますでしょうか。新型コロナ禍により明らかになった文化芸術をめぐる課題などを踏まえ、公立文化施設が劇場・音楽堂として役割を発揮するための、以下の取組を計画に記載することが必要だと提案いたします。

まず、ウィズコロナを見据えた実演芸術振興のための事業展開として、青少年・子供に対する芸術教育への参画と機会の創出についてなど4点を御提案いたします。

続きまして、実演芸術と地域の人材とが好循環を創造するための事業展開としては、社会包摂事業の充実と実施についてなど、同じく4点を記載しております。

以上、私からの御説明となります。

【岡崎副会長】 副会長の岡崎隆司と申します。

私からは具体的な提案を申し上げますが、その前に、資料1枚目の下段、引き続き最後のほうを御覧ください。岸・矢作両者の説明にありましたとおり、公文協は全国唯一の統括団体として、伴走役となりミッションを果たす所存です。その立場からの提言です。

資料2枚目の後段部分を御覧ください。「劇場・音楽堂等を文化イノベーションの起点に――そのための支援と仕組みづくり」として、全国2,160館、公文協正会員1,308館の多くを占める中小規模館、そして基礎自治体にスポットライトが当たるよう、具体的な提言を記載しております。提言は、大きく三つのカテゴリーに分けております。

まず、中長期的な文化芸術の振興方策として9項目、専門人材の配置などの総合支援や、拠点館と中小規模館との連携に対する複層的支援、教育・福祉・観光等との連携や社会包摂事業・協働への支援、伝統芸能継承やインクルーシブ専門人材の育成・確保に対する支援などです。

加えて、指定管理者制度の運用において、経費縮減、効率性追求から効果性追求への転換をお願いします。具体的には、自治体の条例や基本計画において、劇場・音楽堂等としての理念・役割の明記と併せ、指定管理期間を10年以上とするなど、拠点機能として効果性を発揮するための仕組みへの転換が必要です。

二つ目は、文化・経済の好循環のための振興方策です。民間実演団体との連携や実演技術のコンテンツ化、著作権等の制度改革など4項目を挙げております。

三つ目は、文化芸術行政の効果的な推進です。国のリーダーシップとも言える組織、予算、税制上の仕組み改革など6項目を挙げております。

最後に、具体的な財政措置を提言しております。地域の文化的・経済的拠点、加えて戦略的な投資資源として、劇場・音楽堂等を積極的に活用できる人材育成確保と、運営並びに維持管理・大規模修繕などに対する地方財政措置をお願いいたしたいと思っております。この真ん中の紫色の部分です。

結びに、自治体と公文協、全国劇場・音楽堂等が思いを一つにし、協働して実演芸術で地域の隅々まで共感と感動、創造と元気が行き渡るようなステージづくりに対する御支援と御指導を、どうぞよろしくお願いいたします。

【河島部会長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、委員の皆様方より質問を受けたいと思っております。いかがでしょうか。

石田委員，どうぞ。

【石田委員】 石田です。私からは二つございます。

今までお話しいただいた組織は保存とか継承に力が入っていたような気がするんですけども、全国公立文化施設協会さんの場合、キーワードとして、更新，それからイノベーションということが浮かび上がってくると思いました。古くなった施設の更新ですといったことが大きいと思います。

そしてその役割として，高い創造性を発揮する場であったり，子供や若者，在留外国人の活動の場であったり，ウエルビーイングを高める場であったりということを通じて，各地の市民意識とか県民意識を再生する場であると言うべきなのではないかと私は考えています。そうした中で，コロナ，それから指定管理者制度という困難に立ち向かっていらっしゃるという状況が，この5年，10年だと思うんですね。

一つ目の質問です。今回は基本計画の新たな策定論議のため，基本法に基づいての話になりますけれども，一方で公文協さんは劇場法も意識しなければいけない。劇場法の下に指針もある。その指針の見直しに関して，先ほど一言おっしゃいましたけれども，もう少しだけ具体的に課題，認識を持っていらっしゃる事があれば，簡単に結構ですので教えていただきたい。基本計画にどの程度それを取り込むのかという議論の起点になろうかと思えます。

2点目は，公文協という大きな組織が，ほかの統括団体，ほかの組織との横の連携をどう取ろうとしていくのか，その方向性を教えていただければと思います。公文協としての意識は非常にクリアでよく分かったんですけども，それを文化芸術を担っている皆さんと共にどう高めていくのか，いま一度ここで声を上げていただければと思ったからです。私は皆さんのような方々を，次の団体もそうなんですけれども，文化芸術振興を担う専門家の集団だと思っています。昨日もアーツカウンシルの話が出ましたけれども，そういった人たち全てが，文化芸術振興を担う専門家であるという意識を私は持ちたいと思っております。

ということで，一つ目の質問は指針について，二つ目は横連携についてということで，お伺いします。

【岸事務局長】 岸です。的確なる御質問ありがとうございます。

まず指針についてですけれども，御承知のように，劇場法ができて本年でちょうど10年になります。そのときに定めた指針も10年たっているわけで，この間に新しい法律が制定されたりとか，コロナですとか社会状況も変わっております。この劇場法及び指針によって，劇場の活動は随分進化した部分もございます。一方で，できなかった部分，あるいは新たな課

題として浮き上がった部分もあろうかと思えます。そういったことを踏まえて、10年目というところでぜひバージョンアップ、更新、全体的な見直しをお願いしたいと思っております。

二つ目に、ほかとの連携ということですが、もちろん公立文化施設協会としては、実演団体です芸団協さんですとか、あるいは専門人材としての各照明家、音響家といった団体とも連携を図っていきたいと思っておりますし、現実にも協働的な事業を行ったりしております。あわせて、今ございました地域のアーツカウンシルですね。劇場が全国に2,000館ございます。その地域ごとの自治体の文化政策なりを反映しているという意味で、アーツカウンシルとも連携を進めてまいりたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

【石田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、鈴鹿委員に続いて小林委員という順番でいきたいと思えます。鈴鹿委員、どうぞ。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。鈴鹿です。

コロナ禍で劇場の方々は大変苦境に立たされていると思えますが、その中でいろいろ提言をしていただきました。特に公立劇場ということで、先ほど収益事業・公益事業を四つに分けた部分を見せていただいたんですけども、公益事業のほうは私立とか一般の財団とは違うので、やはり地域の拠点としてというのも大事ですし、「軸足は①としながら」と書かれていましたので、理想的なバランスとしてどれぐらいの割合でできればいいと思われているのかをお聞きしたいです。

あともう一点、こちらの提言のほうにありました人材育成ですね。公立劇場・音楽堂などを積極的に活用できる人材育成について、継承のための人材育成というのもそうなんですけれども、劇場運営の側の人材育成も書かれていたかと思えます。これにはどういう育成が必要なのか、私もよく分かっていなくて、例えばそれぞれの分野のことを幅広く勉強するという育成なのか、こちらを具体的に教えてもらえたらと思えます。

【岸事務局長】 事務局長の岸です。

今の公益性と収益性のバランスですけれども、7割程度の多くの施設は指定管理者制度という形で、公益財団などを中心とした指定管理者が運営しています。残りは自治体直営となります。自治体の場合は、基本的には全て公益事業と言えるかと思えますし、公益財団が運営していますのは公益ですので、基本的なバランスはやはり公益事業が中心となろうかと思えます。もちろん、何をもって収益とするかという位置づけがございますし、施設はそれ

それぞれの地域に応じた運営となっておりますので、全体として公益部分と収益部分のバランスを取りながらの運営を目指しているかと思えます。

もう一つ、人材育成ですけれども、劇場運営あるいは技術等を担う人材育成は各施設でも行われていますし、公文協のほうでもそういった講座を文化庁さんと連携して行っております。ただ、現状では、先ほどもちょっと触れましたように、指定管理者制度で雇用が短期となったりしている中で、専門人材を継続的に雇用していくことがなかなか難しい状況になっているというのが一つの課題かと思えます。

以上です。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。

【岡崎副会長】 一つだけ、追加させていただいてよろしいでしょうか。

【岸全事務局長】 はい。

【岡崎副会長】 公益・収益の割合の関係なんですけど、現場で見れば、この図にあるように、貸館事業が全て収益ではないです。使用目的によって、例えば文化芸術団体が貸館をする、あるいは学校等が貸館をする、これは自治体条例で定められていまして、貸館であったとしても公益事業で扱っている部分がかかなり多いと思えます。それが実態だと思います。

もう一つ、人材育成ですが、指定管理期間が例えば3年から5年になるとすれば、ジェネラリストとスペシャリストという考えではなかなか厳しいです。経営という面でいけば、極めてジェネラリスト、ガバナンスが必要だと思います。公益・収益の関係もなかなかうまく監視できていないというのは、そこだと思います。ですので人材育成は、とりもなおさず指定管理者の関係でいけば、かなり長期にわたったビジョンが必要だと考えております。

以上です。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 小林委員、ちょっと時間が押していますので、手短かに質問していただけますと助かります。

【小林委員】 それでしたら、後で質問を寄せて答えていただくという形で結構です。

【河島部会長】 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、皆様どうもありがとうございました。

【岸事務局長】 ありがとうございます。

【岡崎副会長】 ありがとうございます。

【矢作委員長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 では、次の団体のヒアリングに移ります。

日本舞台技術スタッフ団体連合会の寺田様。

【寺田代表理事専務】 よろしくお願いいたします。

今御紹介いただきました、スタッフ連合会の寺田です。本日はヒアリングの機会をいただき、ありがとうございます。

まず、今日は委員の皆様にも私どもの存在を理解していただくことが一番必要なと思っております。私どもは、文化芸術やライブエンターテインメントに関わる舞台技術スタッフの連合組織になっています。クライアントの皆様も委員の方々にいっぱいいるかと思えますけれども、部会長をはじめとして、大学の先生方も実はクライアント様でございます。例えば学会の際に皆様のマイクを出す、プロジェクターを出す、照明を当てるというのも私どもの仕事です。なので、何も文化芸術だけにとどまらないということで、今回お呼びされているヒアリング団体もほとんどが私どものクライアント様なのかなと。それだけに、私どもは非常に多くの人材を抱えています。少しほかの文化とは違うかと思えますけれども、そんなスタッフを代表して意見を述べさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページ目を御覧いただければと思います。前書きを書きましたけれども、これは私の所感です。今後、コロナみたいな天災は当然やってきます。その中でどう興行を打つかということが求められるかと思えます。そういった中で、私どもも非常に大きい役割を担わなければいけないということです。

委員の方は御存じのように、カナダのモントリオールにシルク・ドゥ・ソレイユというサーカス集団がございますが、彼らがただのサーカスではなくなった要因は何かというところ、いろいろな要因はもちろんあるんですけども、私どもの側面で見れば、最先端の舞台技術とのミックスを果たしたことにあろうかと思えます。グローバルという中で、私どもの国で作った作品を発信するためには、アーティスト様、演出家の先生方はもちろんですけども、私ども操作スタッフの技術も必ず必要になると思えます。今まで基本計画の中に我々スタッフがうたわれることは一切ございませんでしたが、私どもの産業の振興ないし認知ということもお含みいただきたいところです。

2ページ目を開いていただければと思います。中長期的な振興方策になるんですけども、総合的な意見を私から申し上げますが、何より文化芸術の経済成長を主眼にさせていただきたいと思えます。コロナ禍の中でもいろいろな議論がありました。文化はなくてはいけないということ、私はこの産業に関わっていますのでそう思っています。ですけども、苦しい

国民の皆様にご理解いただくことは非常に難しいと思います。私もブロードウェイを見るためだけにニューヨークへ行きましたし、大英博物館に行くためだけにロンドンへ行きます。なので、いい芸術というものは、いい経済とニコイチなのかなと思っているのも事実です。

グローバルということを経済産業省も文化庁も最近よくおっしゃるんですけども、その定義は、ただ単純に北米ツアーをやる、ヨーロッパツアーをやるということだけではなくて、日本の今ある優良なコンテンツを見るために訪日していただくということも重要な視点だと思います。そういった支援もお考えいただきたいと思っています。

3ページ目、②好循環を創造するための方策ということで、私どもの側面から見た具体的な課題を申し上げさせていただきたいと思っています。

先般申し上げたように、現在の特にライブイベントにおいては、私どもの技術とアーティストを組み合わせる効果が必須です。委員の皆様もいろいろな公演を見られると思いますので、それを想像いただければ御理解いただけるかと思いますが、この舞台技術機器というものは非常に高価です。数千万から高いもので1億以上になります。この購入資金を1回の公演だけで回収することは、クライアント様にとっても私どもにとっても難しい状況です。

そして、金融機関から借入れを起こさなければ当然買えないんですけども、不動産を買うほうが銀行は融資してくれるんですよ。マンションを買うのと同じぐらいのお金を払わなければ照明・音響機材は買えないんですけども、一般的ではないので金融機関の担当官に理解をしていただけません。我々の営業不足もあるかもしれませんが、そういった演出効果機器に対しての購入支援も御検討いただければありがたいと思います。

それから、機械は買えばいいというものではありません。基本的にはその機械を操作する人材が必要になります。特にライブイベントの場合には、ライブですから、その場に行かなければいけない。遠隔が進んでも、なかなか全部が遠隔になることはないと思います。AIが進めば進むほど、それを操る能力はさらに増していくということです。そういった人材の確保も考えなければいけないと思っていますけれども、前回の基本計画の中にも書いてあったなかなか進まないところで言うと、我が国において専門機関がないということで、そういったところも考えていただきたいところです。

それと、この舞台技術は、ほかの産業に比べて死亡事故につながりやすいところがございます。特にこれからグローバルで北米ツアーやヨーロッパツアーを回るときに、現地から「ライセンスを見せなさい」と言われるんですけども、私どもの国においては舞台技術を

公的に認定するものがないんですね。今も非常に苦慮しています。ローカルの資格だと、「それはちょっと」と言われたりすることがございます。そういったことも御検討いただきたいと思います。

それと、3ページの一番下のブロックなんですけれども、現状の課題として、海外の有名なアーティストから、「日本に来たいんだけど、火とか水の演出が日本はできないということがあって、行かないよ」と言われてしまう。このことは海外に持っていく際にも非常に大きな影響が出るのかなと。要は、大きい演出に慣れちゃっているところがあるかだと思います。こういった特例の措置なども考えていただきたいところです。

最後に、またしても4ページ目に記載してあるんですが、最大の問題点は働き方です。以前より文化庁様のほうには申し上げているんですけども、私どもテクニカルスタッフは、9割は法人なんです。フリーランスは1割ぐらいなんです。私どもは短期間でやるしかないんです。ウエストエンドやブロードウェイのようなロングランというのは、日本の興行形態では非常に少ないわけです。労働基準監督署の方々も、一概に駄目だということは当然ありません。だけれども、なかなか理解をいただくのが難しいんですね。改善がすごく難しいです。

建設や旅行業でも、業法とか約款を使って特例措置を設けているわけです。長時間労働を推奨するわけではありませんけれども、特にクリエイティブスタッフについては、適切な労働環境を整えなければ、とてもじゃないけどクリエイトができません。これはアーティストサイドでも同じことが出ると思います。今後、かなり大きいウエートで出てくる問題だと思いますので、文化芸術分野において、何が適切な労働状況なのか、労働形態なのかということを検討していただかなければ、コロナでせっかく産業が再開しても、労働環境のせいで会社が潰れていくことも発生しかねませんので、そういったことも併せてお考えいただければと思います。

以上、私のほうから御説明させていただきました。どうもありがとうございました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。実情が大変よく分かりましたし、具体的な問題点の指摘をありがとうございます。

どなたか御質問等ありますでしょうか。いかがですか。石田委員、どうぞ。

【石田委員】 石田です。

【寺田代表理事専務】 はい、よろしく申し上げます。

【石田委員】 寺田さん、ありがとうございました。私は舞台スタッフを育成している大

学に所属しておりますので、日々、学生、それから教員を通じて、職業としての舞台スタッフの現状には接しております。そのため、今日のお話は本当に具体的でよく分かりました。

一つお願いしたいんですけども、第1期基本計画の戦略5、23ページに、アートマネジメント人材に加えて、舞台技術者ですとか技能者の育成という文言が入っています。これは第1期をつくる時に私が個人的にかなり主張させていただきまして、入れていただいていた経緯があるのですね。この辺も手がかりにしながら、第2期で、舞台スタッフの方々が我が国の舞台芸術を支える人材として非常に重要なんだという議論につなげていければと心から思っております。

今いただいたお話の中で、やはり専門性ということに関して、もっと広く知っていただく必要があるなど。例えば照明や衣装のデザイナーという人たちは、アーティストなのだという仕事の確認もしなければいけないし、それから技術者は組織に所属している人が多いと言いつつも、日本では劇場としての整備が遅れ、劇場の外に切り出されている。そういった状況をよく把握する必要があると思います。

やはり職業の性格を把握したうえで、その労働環境を整備するということが、今後新たな人材を引きつけていく重要なポイントになるんだろうと私は考えてお話を伺っております。この世界の舞台・文化芸術振興を担う専門家集団の集まりなんだということを強く我々は認識して、いろいろなことをグローバルに展開し、イノベーションを進めていくための糸口にしたいと思いました。

【寺田代表理事専務】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。

では次に、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 御発表ありがとうございました。

海外でライセンスの証明等を求められるというお話があったと思います。海外でのライセンスの内容というのは具体的にどんなものになるのかをお聞きしたいです。

もう一つは、そのライセンスは、例えば会員さんに対して与えられているものなのか、個人に与えられているものなのかですね。あるいはどういう技術を持っている人なのか、つまり安全管理がきちんとできるのかとか、そのレベルの簡単なことでいいですので教えていただければと思います。

【寺田代表理事専務】 ありがとうございます。

一つ必ず言われるのが、まずリギングと言われる、高所に上がる方々ですね。高所作業は

日本ではとび職というくくりになるんですけれども、私どもの場合は、とび職の方々ですら嫌がるようなところに行かなければいけない。建設では足場がきちんとあるんですけれども、東京ドームやなんかの仕事になると、足場がないところに行かなければいけない状況があります。海外も同じなんです。競技場だったりします。オリンピックの開会式と閉会式も何もない、空なんです。空でも照明機材が＝　＝のときはあるわけです。当然、そういうところに設置しに行かなければいけない。

特に海外なんかは、リギングという言い方をするんですけれども、そういった資格であったり、当然、私度もの産業は電気がなければ何もできないということがあるので、電気の資格という部分で、それも単純な電気工事士ではなくて、コンサートに特化したエレクトリシヤンみたいな資格であったり、照明の技術者の専門資格であったり、音響の資格であったり、音響の場合は特に無線との関わりも出てくるので、そういった資格の整備ができていない。

ただ、これも北米とヨーロッパで全然規格が違ったりとか、国によって全然違ったりとか、求められるものが違うんです。何が正解なのか非常に分かりづらいところがあるんですけれども、いずれにしても、民間団体が認定しているものとなると、海外の方だと「ちょっとそれは」となりがちなので、そういったところが整備されてくると、よりいいのかなという事です。

以上です。

【小林委員】　ありがとうございます。

【河島部会長】　ほかの方々、いかがでしょうか。

それでは、よろしければ、これでスタッフ連合会については終わらせていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

【寺田代表理事専務】　どうもありがとうございました。

【河島部会長】　それでは、次のヒアリングに移ります。独立行政法人国際観光振興機構の中山様、よろしく願いいたします。

【中山企画総局】　日本政府観光局の中山です。どうぞよろしく願いいたします。私どもからは既にコメントも出させていただきましたけれども、改めて御説明をさせていただきます。

そもそもですが、まず、国宝、それから重要文化財をはじめとしまして、地域に現存している文化財等の文化資源は、その地域の歴史や文化によって育まれてきた地域の宝でございまして、それを日本人のみならず、海外から観光に来られた方々に見ていただくことは、

それ自体、大変価値のあることだと考えております。

同時に、文化資源の保存につきましては、非常にお金と手間がかかりますが、昨今、財政的にも人件的にも限界がある中、官民一体となって地域の大切な文化資源を守るということが、非常に重要になってきていると考えております。その観点から、観光という民の力を活用していくことは極めて重要ではないかと考えています。そのためにも、文化観光推進法等によりまして、地域において文化観光を推進する体制を着実に整備し、文化資源の活用方策の体系化、そして地域における文化観光のエコシステムを構築していくことが必要不可欠だと考えております。

また、コロナ禍を経まして、世界的にサステナブル・ツーリズムに対する志向が高まっております。そしてこれまで以上に、地域の自然、地域に根差し受け継がれてきた文化を守っていきながらツーリズムする、観光する、そのためなら多少高いお金を払っても構わないといった意識が、世界的に、特にヨーロッパを中心に生まれてきています。そういったトレンドも活用しながら、少し高いお金を払っていただく、そしてそれによって地域の文化を守っていく、地域経済を潤していく、そういった好循環を生み出していくことも非常に大事なのではないかと考えております。そういった観点からも、文化観光の取組を着実に進めていくことが大変重要だと考えております。

具体的に申し上げますと、今回、三つの大きなテーマで挙げさせていただいております。

まず1点目、文化観光そのものの推進についてです。5点挙げておりますけれども、1点目、関係者の連携が大事なことは言うまでもございません。

そして2点目、文化資源・文化施設等の外国人観光客向け多言語対応の改善・強化です。釈迦に説法ではございますけれども、文化というのはある意味、日本の歴史であり、日本の習慣、いろいろな生活文化に根差しておりますので、白地では外国の方が理解するのはなかなか難しい面もございます。逆に言いますと、そういうものが分かることによって、より価値が理解できる、楽しめるといったところもございます。そういう観点から、外国人の目線で分かりやすい説明をする、その人たちの言語で説明してあげるということは非常に大事ではないかと考えております。

3点目、文化資源・文化施設等のウィズコロナ時代を見据えた対応の改善・普及でございまして、これはコロナ前から言われていたところですが、オンラインの予約システムを導入する、あるいはキャッシュレス決済の推進をする、Wi-Fi環境の整備をすることは、基本的なインフラとしても非常に大事だと思っております。

4点目、文化芸術資源に係る情報発信の質の向上ということで、これは私どももいろいろ取り組んでいるところですが、特にインバウンドの先進的な取組を行っている文化資源・文化施設を選んで、積極的に海外に情報発信をしていくといった取組は、引き続き重要ではないかと考えております。

5点目、デジタル技術やプラットフォームを活用した情報発信の推進です。こちらも既に手がけておりますけれども、観光分野の利用を目的とした文化資源のデジタルアーカイブ化等を進めていくことも大事だと考えております。

柱の2点目、文化財等の活用についてですけれども、1点目、ユニークベニュー・宿泊施設としての活用ということで、特に、これは今後のインバウンドの考えなければならない点でもあると思いますけれども、コロナ禍でオンライン、デジタルで何でもできるということがこれだけ分かったからこそ、観光に来るのであれば、そこでしかできない特別な体験がなければ意味がないと考える方も増えるのではないかと考えております。国際会議なんかも、これからは恐らくハイブリッドが主流になるのではないかと考えておまして、単にレクチャーを聞くだけであれば来なくていい、行くからにはそこならではの体験をしたいということで、その価値を高めるものの一つが、この文化財の活用だと考えております。

また2点目、大阪万博や大型国際会議・イベントと連携した文化資源の魅力発信を進めていく。

3点目としまして、文化財や現代アート等、文化資源の情報発信に関して、これは私どももいろいろと課題というか、苦勞しているところですが、画像等著作物の利用を円滑化していただければと考えております。

三つ目の柱、文化芸術資源を活用した経済活性化についてです。これはまさに、文化芸術資源を旅行商品としてつくり上げていくという取組を、関係者が一体になってぜひ進めていただきたいということです。また、そういったものに適したガイド人材の育成も非常に重要だと考えております。

最後に3点目、アート市場を活性化するためのアートツーリズムの推進ということで、特に今年なんかはそうですけれども、国際芸術祭が開催される年には、まさにそれを見に来るために観光に来ていただくといったプロモーションをもっとやってもいいのではないかと考えております。今年は弊機構でも、芸術祭などをまとめて御紹介するようなウェブサイトをつくっておりますけれども、今後とも、そういったサイトをつくるだけでなく、積極的にそれを海外で発信していく、「そのために日本に来てちょうだいね」といった活動をし

ていくことが非常に重要ではないかと思っております。

最近、私どもは市場調査を行っておりますけれども、どこの市場でも、特に欧米では、「何を目的に海外旅行に行くんですか」という問いに対して、「アート鑑賞」が非常に高いランキングに挙がっておりまして、非常に優良な観光コンテンツとなり得ると考えております。特に芸術祭やアートフェアは、いわゆる富裕層がこれを目的に旅行に来ると言われておりますので、経済的な側面からも、アートを核にした観光について私どもは非常に注目しているところです。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方より御質問をお願いいたします。西濱さん、どうぞ。

【西濱委員】 西濱です。的確な御説明ありがとうございました。

シンプルな話なんですけれども、基本計画の第1期の中では、東京オリンピック2020が非常に大きな契機として位置づけられていたと思いますが、今回の中では、さっきのお話で言うと、2025年の大阪関西万博を、それに続くような大きな展開と位置づけて取り組んでいくべきだという進め方が、一つの目安であるという感じで受け止めてよろしいでしょうか。

【中山企画総局】 そうですね。インバウンドの一つの大きな契機になるイベントだと考えております。

これは中でもいろいろ議論はあるんですけれども、オリンピックのときって逆に一般観光の人は来にくいのではないかという議論があって、もちろんオリンピック関係で来られる方によって訪日外国人が増える効果はあるんですけれども、むしろそれ以上に、一般観光を呼び込むというよりは、オリンピック後を見据えて、世界的にどんどん日本をアピールしていく場として使っていこうという発想が強かったんです。

それに対して大阪関西万博については、万博に来てもらいたいという要素もあるのかなと思っております。それプラス、万博を契機に世界中にいろいろな情報を発信して、万博後の訪日につなげていただくという、両方の側面が多分あると思います。そういう意味で、2.の(2)に書きましたように、まさに大阪関西万博と連動したというのは、そのために来ていただいて、それに付随して文化資源を見ていただくというところがあるのかなと考えているところです。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかの方々はいかがでしょうか。

もしなければ、私のほうから一つ伺いたいですけど、後半の1番、2番、3番というところに非常に具体的に挙げてくださっている施策とございますか、そのリストなんですけれども、文化庁や官公庁やJNTOさんの文書等でよく見るもののような気がするんですね。つまり、既に意識としてはみんな共有されているし、物によっては事業化されているものが多いような気がするんですけども、こうやって挙げてくださった中で、特に文化庁の文化政策として、これをやってくれないと困るんだという観光の立場から、どんなことをお考えでしょうか。

【中山企画総局】　そうですね、文化庁としてということになりますと、多分いろいろな関係者が携わっているので、これじゃないかというのはあると思います。また、それぞれの文化財のオーナーがどう処理するかというところもあると思うので、文化庁さんにこれというものを特に挙げるのは難しいんですけども、権利関係だとか、あるいは文化財自体を観光に使用できるようにするために、どういったことに気をつけなければいけないのかということも多分あると思います。そういったところを政策面で整理していただくのがいいのかなと思います。

また、そもそも文化財って、過去には守るというところが非常に強かったと思いますけれども、積極的にこういったものに使っていくことこそが、文化財を長い目で見て守り、また世界的にその価値を見てもらうのはいいことなんだといった旗振りをぜひやり続けていただけるといいのかなと思います。

【河島部会長】　ありがとうございました。

では小林委員，どうぞ。

【小林委員】　御発表ありがとうございました。

今の河島部会長の質問と似ているのですけれども、これは今までやってきて、これからもやっていきたいことだと思います。これまでは文化観光の資源は基本的に国際旅客税だったような気がするのですが、その収入も相当にコロナで減ってきている中で、その辺りのことについて、改めて文化庁に何かお願いしようと思って言っていることなのかなと思ったんですけど、その辺り、どう考えていますでしょうか。これまでは割とはっきりとした旅客税みたいなものが資源としてあって、それをどう使うかというところで、「これまでこういうことをやってきました、それを続けていきたい」ということだったと思いますけど、資源をどう考えているかをお聞きしたいと思います。

【中山国際観光振興機構理事】　予算措置という意味ですか。

【小林委員】　　そうです。それに対する不安があって、今、文化庁であえてこういうヒアリングに応じているということなのか。何と言ったらいいのでしょうか。「これまでやってきたことをこのままやっていきたいです」という表明みたいな感じに受け止めたんですけども、それをどうすれば継続していけると考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思いました。

【中山企画総局】　　具体的に文化庁さんのほうに予算を計上していただければ、それはそれで大変結構かと思えますけれども、ただ、最初に申し上げたとおり、財政面というのはどうやっても限界があると思えますので、3.のところになりますけれども、稼ぐようにしていくことが大事ではないかと思えます。

そういう意味で、3.がそういうことですし、また、2.のユニークベニュー・宿泊施設としての活用も、まさに文化財がそれ自体、ちょっと言葉は悪いですがけれども、お金を生み出す資産になるということです。もちろん公的な資源を投じるということも意味はあるんですけども、それとともに、それ自体が稼げるような仕組みをつくっていくのが大事ではないかと思えます。

【小林委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【河島部会長】　　どうもありがとうございました。

時間になりましたので次に移りたいんですけど、皆さんよろしいでしょうか。

では、中山さん、どうもありがとうございました。

【中山企画総局】　　失礼します。

【河島部会長】　　それでは、本日一番最後の御発表をいただきます、独立行政法人国際交流基金の古屋様、よろしく願いいたします。

【古屋企画部長】　　国際交流基金企画部部長の古屋です。今日はお時間をいただきまして、お話の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

今日は、私ども国際交流基金の今直面しています課題、それから問題意識、どういう取組をしているか、そういったことを御報告させていただこうと思います。

その前に、私ども国際交流基金の組織について簡単に御紹介させていただきたいと思えます。では、パワポも共有させていただきますけれども、お手元の資料で御説明させていただきます。

まず人員と組織ですけれども、私ども国際交流基金は、外務省所管の特殊法人として昭和

47年（1972年）に設立されました。今年でちょうど50年になります。2003年10月に特殊法人から独立行政法人に移行しました。外交の切り口から文化を扱う組織です。

下の地図にございますように、国内には本部，京都支部，日本語の研修施設を国内に2か所持っております。それから，海外には24か国・25か所に事務所を持っている組織です。

次のページですけれども，国際交流基金の活動領域が三つございます。

一つは文化芸術で，これは幅広くアートです。舞台芸術，展覧会，映像，出版等々，これも古いものから新しいものまで様々なものを扱っております。日本のものを海外に御紹介するのが一般的なんですけれども，昨今は共同制作などにもかなり力を入れておりますし，海外のものを日本に持ってきて，海外の方と御一緒になって展開するというところにも取り組んでいます。

それから，海外における日本語教育です。海外で日本語を勉強される方への支援をずっとやらせていただいております。また昨今は，こちらにありますように，特定技能，それから経済連携協定等々，国の施策で日本に入っていらっしゃる外国人の方向けの日本語の試験も，私どものほうで対応させていただいております。

それから，一番右側が日本研究・国際対話ということで，学術の交流，それから草の根のレベル，様々なレベルでの対話・交流について，企画をしたり，スカラシップ，フェロシップを出したり，交流の機会を提供しています。

先ほど日本語のところでも申し上げましたけれども，昨今変わってきておりますのは，日本国内での国際化，多文化共生・異文化理解というのが，都市部だけでなく全国津々浦々で非常に重要になっている中で，私どもも今までの知見を生かしまして，可能な限りの御協力をさせていただいております。

さて，国際交流基金が最近取り組んでいる活動について，二つ大きな切り口を御紹介したいと思います。

一つは，海外ネットワークの活用ということですね。私どもは，先ほど御紹介しました出先，それから出先がないところは在外公館に事業を担当していただいております。また，そういう海外のネットワークと，これまでの50年間で蓄積しました人的なつながりですとか経験・ノウハウを生かした活動をやらせていただいております。

こちらのパートでは，パリの事務所について御紹介させていただいております。私どもの持っている中でも一番大きな施設ですけれども，大きなホール，小さなホール，それから多目的の展示会場などがございまして，年100件弱ぐらい，たくさんの大きな事業，小さい事

業をやらせていただいています。

そして、例2で挙げさせていただいてございますけれども、2018年にフランスで、パリなど50以上の都市で、「ジャポニズム2018」という総合的な日本文化紹介のイベントをやらせていただきました。これは半年ちょっとの間だったんですけど、300件以上の様々なレベルの事業をやらせていただきました。通常、こういった大きなフェスティバルに日本のものを紹介する、日本が参加することはあったんですけども、このジャポニズムのときは、私も国際交流基金が事務局も担当しまして、全体の調整等をやらせていただきました。

この際、アート・芸術だけではございませんで、日本各地のお祭りですとか、伝統工芸、それから日本酒も含めたいろいろな食文化の御紹介、それからスポーツも、講道館さんと御一緒に柔道の御紹介をしたりとか、いろいろな形の御紹介をさせていただいて、たくさんの来場者、それからメディアで評価いただきました。

今、文化庁さんで日本博に向けて取組をなさっていらっしゃると思いますけれども、私も、こういった海外でのフェスティバルの経験ですとか、また、海外とのネットワークが日本博で展開されて、成功のためにいろいろな形で連携協力ができるかいいのかなと思います。

もう一つの例は人的な関係ですね。これまで私どもがフェロシップや関係を持っていたらっしゃるような方たちが、いろいろな形でそのまま事業につながっている例がございます。LACMA（ロサンゼルス・カウンティ美術館）のロバート・シンガーさんとは長い付き合いですが、日本美術についての展覧会を企画してくださいました。それから、ポーランドのキュレーターの方ともつながりがあって成果が生まれているということで、我々の学術系もしくは対話のプログラムがほかのイベントにも生きているかと思えます。今申し上げましたように、事務所、海外のネットワークをフルに稼働しながら、それを有機的につなぎ合わせることに取り組んでいます。

二つ目のお話は、デジタル化です。コロナの影響もございまして、リアルな人の行き来ができなくなった状態で事業を展開していく中で、我々もここ数年、オンラインの展開にさらに力を入れてまいりました。

ここに掲げております例1は舞台公演のオンライン配信ということで、STAGE BEYOND BORDERSというものです。これは昨日、一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク様から御紹介いただいたものですが、いろいろなものを私どものほうで無料で配信させていただきまして、今は全部で93作品、一番多いもので11言語の字幕をつけまして、大変たく

さんの方に御視聴いただいています。

それから、例2のほうは日本映画の映画祭ですね。リアルなものももちろんなんですけれども、これもオンラインでやることによって、これまで以上に大変大勢の方々に御視聴いただく機会を提供できました。

最後に美術館へのいざないということで、日本国内の24の個性的な美術館を選ばせていただきまして、御紹介するビデオを作らせていただきました。ちょうど今月、8月からオンラインの配信を開始したところです。様々な形で、こういったものが日本のインバウンドや日本への来訪、それからいろいろな事業につながっていくことを期待しています。

こうしたデジタルへの取組、オンライン等の発信に我々は力を入れているわけですが、ただ、これをリアルに置き換わるものだと考えてはございません。言うまでもなく、デジタルにはデジタルのメリットがいろいろございますけれども、やはりリアルにはリアルにしかないようなもの、匂いですとか手触りですとか香りですとか、もしくはリアルで触れ合った方が、その後オンラインでまた関係を継続させていく、交流していく。様々な形で、リアルとオンライン、デジタルをハイブリッドでつなげていく事業をこれからはやっていかざるを得ない、コロナが収束したからといって元には戻らないと私どもは考えて取組をさせていただいております。

今回このような機会も頂戴しましたけれども、私ども国際交流基金だけでいろいろな事業をやっていく時代は過去のものだと思っております。様々な諸団体ですね、もちろん文化庁様も含めて、関係省庁様、地方自治体様、美術館などの文化施設、それから企業、NPO、独立行政法人、いろいろな方々、いろいろなグループと連携し、協力しながら、国際文化交流の事業を展開していくということを、これからさらに模索していきたいと考えているところです。

以上、早口で駆け足ですけれども、御報告させていただきました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ、西濱委員。

【西濱委員】 御説明ありがとうございました。委員の西濱です。国際交流基金が、私たち実演家団体、芸術文化団体にとっては、海外発信とか海外事業に欠かせない存在であることはずっと認識しております。お世話になったことはないんですけれども。すみません。

それで、国際交流基金として163億円の予算規模を持っておられるというのはすごいこと

だなど。文化庁の中で言うのもなんですからけれども、非常に大きな額の予算規模であると。今回の基本計画とかがあるわけですからけれども、これをどのような形で文化芸術の交流に使われていて、今後どのような見通しなのか。三つの活動領域の中に、文化芸術、日本語教育、国際対話とありますけれども、文化芸術交流に関して、そのどこに比重をかけておられるのか、少し興味があります。

もう一つ、私の思う国際交流基金というのは、国内の団体が海外にというイメージです。ただ、さっきお話にあったような、コロナも見据えての国内での国際化、国際交流ということに関して、例えば具体的に連携できているような今までの事例とか方針があれば、お伺いさせていただきたいと思います。

もう一つ、三つ目ですけれども、デジタル時代への対応ということで、昨日、緊急事態ネットワークの方とお話ししました。こういったところで、国際交流基金の1,350万回の発信力とかに、一般の非営利の芸術団体なども間口が開かれているのかどうか、お聞きできればと思いました。

以上です。

【古屋企画部長】 どうもありがとうございます。

一つ目の予算のお話なんですからけれども、ざっくり申しまして、私どもの活動の中で日本語教育が予算の比重が一番大きゅうございます。これは研修施設等があるのもありますけれども、数字でどのぐらい伸びがあるかということで、我々のほうも御説明がしやすいところがあります。それに対して文化芸術というのは、正直申しまして、なかなか御理解を得にくい分野です。その意味で、ドンと文化芸術の予算を取ったり、それが伸びるということには苦戦しているのが正直なところですよ。

今は私どもの文化芸術交流も、単にアートの展開というよりは、先ほど申し上げましたように、ほかの日本語教育や様々なものと連動させて事業を展開することで、文化芸術にも予算を回す試みをしているというのが、現場のやりくりの状況です。正確な金額は手元にありませんが、国際交流基金ホームページ等のデータである程度のもは見ただけだと思います。雑駁ですが、予算についてはそのようなことです。

それから二つ目の御質問の国内が中心ということですからけれども、オンラインのこともありまして、例えば沖縄の美術館とアジアの美術館を結ぶ、もしくは外国の方がたくさんいらしている漁師さんのまちと海外の漁港みたいなところをつなぐですとか、いろいろな形で私どもは草の根の交流をやっています。まだまだこれは手探りですが、オンラインなので気

軽にというか、言葉の壁を超えれば展開できるということもございます。

また、これは以前からやっていることなんですけれども、共同制作の作品を日本国内にも持ってきたり、日本国内の方に海外で公演していただく、一緒になって作っていただく、これは引き続き我々が取り組んでいることです。

最後のデジタルのところです。間口が開かれているかというところは、どのぐらいのレベルなのか、御質問の趣旨をしっかりと把握できていないかもしれませんが、私どもとしては、なるべくたくさんものをいろいろな形でお見せしたいと思っております、我々のほうで以前やった事業もございますけれども、制作に私どもが特に関わっていないものについても、御相談をして配信させていただいているものがございます。その意味では広く門戸を開いています。

以上、お答えになっておりますでしょうか。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかの方々、いかがでしょうか。

もしなければ、私がお答えの中で気になったことが一つありまして、文化芸術に関しては理解を得にくいとおっしゃられたんですが、それはどういうことでしょうか。誰の理解がどう得にくいのか、お話しいただける範囲で、もう少し具体的をお願いします。

【古屋企画部長】 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、文化交流事業の場合、これを実施したことが一体どのぐらい役に立っているかという評価といいますか、データ化、数値化はなかなか難しいところがございます。先ほど申し上げました日本語教育などの場合は、どこかの国で学習者が何人いるとか、これをやってどのぐらい増えたとか、ある程度分かりやすい数字が示しやすいのですが、展覧会を一つやったからといって、どのぐらい効果があったというのはなかなか難しい。全然入らないようなものと、「これは無駄だ」ということになりまして、たくさん入るのでしたら、「公的資金を入れる必要はなかったんじゃないか」との御指摘があるということで、文化で何をすべきなのか、ツールとしての文化なのか、文化を基にしてさらに交流を深めることなのかというところで、文化だけで紹介しながら御理解をいただくというのは難しいです。そして、その御理解の先は、やはり関係といいますか、財務省であり、各省庁であり、様々なところでは。

しかし、以前は、外交といいますか、文化みたいなものはなかなか票につながらないので、政治家の先生方も御関心がある方はそんなにいない、という言い方はちょっと荒っぽいで

すけれども、低いところがあったのかもしれませんが、昨今は国際文化交流に関心を持ってくださる先生方も増えてきております。その意味では非常に時代が変わってきていることを我々は感じているんですけれども、それが早くいろいろな形で具現化するように私どものほうも努力を続けて、これがどう役に立つか、我々のやっていることが効果につながるかということ、絶えず追いかけていく必要があると思っているところです。

すみません、答えになっておりますか。

【河島部会長】 何というか、文化政策が抱える基本的な問題の一つではあるんですけれども、そうすると、国際交流基金として何を指すというところが、実はしっかりしていないということなんでしょうか、ちょっと厳しい言い方をさせていただくと。

【古屋企画部長】 もちろん、芸術を通じて海外の方と日本の方をつなぐ、日本について理解を持ってもらう、日本の友達を増やす、日本のことを知っていただく、いろいろな形で、芸術文化というのは非常に有用なツールです。ただ、それよりも、やはり衣食住だったり生活に直結するものに、どうしても予算の振り分けは向きやすいというのが片方あります。私どもとしてはその重要性を訴え続けておりますし、先ほども申し上げましたとおりで、そういったものがいかに日本の外交に有用であり、ひいては生活を豊かにするものであるか、御説明を続けているところです。

【河島部会長】 よく分かりました。どうもありがとうございました。

【古屋企画部長】 失礼いたしました。

【河島部会長】 ほかの方がもしいらっしゃらなければ、これで今日のところはヒアリングを終わらせようと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

では、古屋様、どうもありがとうございました。

【古屋企画部長】 どうもありがとうございました。

— 了 —